

利害関係者との接触に関する指針

制定 平成12年4月1日教育長決定

品川区教育委員会要綱第19号

学校職員服務取扱規程（平成12年品川区教育委員会訓令第4号）第11条の規定に基づき、利害関係があるもの（以下「利害関係者」という。）との接触に関する指針を次のとおり定める。

- 1 利害関係者とは、幼児・児童・生徒、保護者および許可、検査、補助金の交付、各種選考、工事の請負、各種委託、物品の購入等に当たって職員の職務に利害関係のある相手（団体および個人）をいう。
- 2 利害関係者との接触についての基本的姿勢
職員は、利害関係者と接触するに当たっては、公務員としての自覚を持って接触し、職務上特に必要がある場合を除き、複数の職員で対応するように心がけるとともに、密室での接触を避ける等場所その他の環境にも十分配慮しなければならない。
- 3 利害関係者との接触についての原則
職員は、利害関係者との間で、職務執行の公正に対する区民の信頼を損ねるおそれのあるものとして、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 会食（パーティーを含む。）をすること。
 - (2) 遊技、スポーツまたは旅行をすること。
 - (3) せん別、中元、歳暮等、いかなる理由であれ金品を受領すること。
 - (4) その他一切の利益や便益の供与を受けること（社会一般の接遇として容認される湯茶の提供を除く）。
- 4 上記3の原則の例外
 - (1) 家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為で職務に関係のないものには適用しない。
 - (2) 事前に上司の承認を得た場合は適用しない。
- 5 上記4(2)の上司の承認
上司は、職員が、利害関係者との間において上記3に掲げる行為をすることの承認を求めた場合は、当該職員の行為が、6に掲げる例に該当し、かつ、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれがないと判断した場合にのみ承認すること。承認する場合は、当該職員に対して学校職員服務取扱規程（平成12年品川区教育委員会訓令第4号）の趣旨に反することのないよう、改めて注意を喚起しなければならない。
- 6 利害関係者との接触において上司が承認できる場合の例
 - (1) 会食（パーティーを含む。）について
 - ア 職務上の必要性が認められ、かつ、正当な対価を支払う場合
（正当な対価を支払う場合でも、打合せ等の業務終了後に、場所を変えて会食する等の場合は、職務上の必要性は認められない。）
 - イ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で社会通念上許される範囲の飲食が出される場合
 - ウ P T Aの公式的な行事に出席する場合で社会通念上許される範囲の飲食が出される場合
 - (2) 遊技、スポーツまたは旅行について

ア 職務として幼児・児童・生徒を引率する場合（遠足、修学旅行、移動教室、部活動等）

イ その他職務上の必要性から旅行（出張）する場合

（生徒引率の事前準備のための視察等職務上必要性がある場合でも、利害関係者の勧誘、あつせん、案内により旅行（出張）する場合は、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損なうおそれがあるもので認められない。）

ウ P T Aの行事で旅行に参加する場合

(3) 金品の受領について

ア 広く配布される宣伝広告用の物品で、一個人としてではなく組織として受け取る場合で、社会通念上許される範囲のもの（カレンダー、手帳、ボールペン等）

イ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席者全員に配布される記念品（社会通念上許される範囲のものに限る。）

(4) その他の利益や便宜の供与について

ア 出張の際に、用務地の事情や職務上の必要性からやむを得ず利害関係者の提供する自動車を利用する場合

イ 職務上の必要からやむを得ず利害関係者の所有する物品を借用したり、利用する場合（筆記用具を借りる、コピー機を利用する等）

7 事前に上記4(2)の上司の承認を得られなかった場合

(1) 職員は、やむを得ない事情により、事前に4(2)の上司の承認を得られなかった場合には、事後、速やかに上司に報告し、承認を得なければならない。

(2) 職員は、やむを得ない事情により、3に掲げる行為がなされた場合は、速やかに上司に報告するとともに、職務の執行の公正を確保するため、迅速かつ適切な対応をとらなければならない。その際、上司は次のような指示をすること。

ア 職員の自宅等に利害関係者から金品が持参または送付された場合は、当該物品を速やかに返却させ、その証拠を提出させること。さらに、送り主に対し、今後、職員にはいかなる金品も送ることのないよう連絡させること。

イ 食事の提供を受けて正当な対価を支払わなかった場合や、タクシーに同乗し、応分の料金負担をしなかった場合は、その分を確実に返却するよう指示すること。

8 官公庁職員との接触について

職員が、官公庁（国、他の地方公共団体および区が出資その他の方法で助成する団体等）の職員と接触する場合については、職務上の必要に留意しつつ、この指針を準用する。

9 その他

(1) 各所属において、業務内容に応じた利害関係者との接触について別に基準を定めている場合は、この指針の趣旨に反しない限り、その適用を妨げるものではない。

(2) この指針は平成12年4月1日から適用する。